

国庫

雲南市建築工事仕様書

照 合	課長	照合者

事業名	公営住宅建設事業				
工事名	宇治団地ストック改善工事(設備工事)				
道川施設名	-				
査定番号 (工事番号)	- - -	施行位置	雲南市加茂町宇治地内		
入札・ 契約方法 及び条件	契約方法	別に指示	入札(見積) 場所	別に指示	
	入札(見積) 日時	別に指示			
	入札保証金	別に指示	契約保証金	別に指示	
	前払金	別に指示	最低制限 価格	別に指示	
	部分払	別に指示	その他の 条件	別に指示	
	工事完成限	別に指示	現場説明	別に指示	
公告	文書番号	別に指示	公告日	別に指示	
契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	完成年月日	請負金額
	当初契約				
	変更契約				
	変更契約				
	請負者 住所・氏名				
監督職員	総括監督員	主任監督員	監督員		
記事	<p>本件は、雲南市契約規則及び雲南市入札執行要領の定めるところにより執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、入札書に記載する金額は見積った契約希望金額(消費税及び地方消費税を含んだ額)の108分の100に相当する金額とすること。 この場合、8%に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとすること。 ・落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。 ・契約締結後、速やかに監督職員と協議を行うこと。 ・本工事は「公共建築工事標準仕様書(国土交通省監修)」等のほか、添付する特記仕様書を適用する。 				

機械設備工事仕様書							章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																										
I 工事概要								② 機材の品質等	本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JIS、JASマーク又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマーク表示のない機材及びその製造業者等は、次の1)~5)の事項を満たすものとする。 ただし、使用量の少ないもの、簡易な機材又は品質を証明する資料の入手困難なもの等については、次の1)~5)を考慮の上、監督職員の承諾を受けて証明資料の提出を省略することができる。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 製造又は施工実績があり、その信頼性があること。 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 4) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 5) 安定的な供給及び保守等の営業体制が整えられていること。 なお、商品名が記載された機材については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 また、これらの機材を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 ただし、一般社団法人公共建築協会編集・発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 建築材料等評価名簿(平成__年版)」及び「同設備機材等評価名簿(平成__年版)」に記載されたものについては、所定の品質及び性能を有しているものとする。	11. 保全に関する資料	建築物等の利用に関する説明書 (建築物等の利用に関する説明書作成要領による) 機器取扱い説明書 機器性能試験成績書及び配管試験等記録 官公署届出書類 主要機器一覧表 総合調整測定表 その他監督職員が指示するもの	2 部	水槽類の設計用標準水平震度(Ks)	耐震安全性的分類																																																																											
1. 工事場所 雲南省加茂町宇治地内								12. 総合調整	装置全体の施工完了時に、下記の総合調整を行う。 ・風量調整 ①水量調整 ・室内外空気の温湿度の測定 ・室内気流及びじんあいの測定 ・騒音の測定 ②飲料水の水質の測定 *一般飲料水適否検査 (一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩素イオン、有機酸(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度の10項目を含むものとする) ・水道法施行規則による水質検査		設置場所	特定の施設 一般の施設																																																																													
2. 標別概要								13. 図形表示	機器類は、図示する形状及び配管などの取り出し位置により、特定製造者の製品を指示、限定しない。		重要機器 一般機器 重要機器 一般機器																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物番号</th> <th>名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>延面積(m²)</th> <th>消防法の区分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>B号棟(11戸)</td><td>RC</td><td>3</td><td>821.640</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>							建物番号	名称	構造	階数	延面積(m ²)	消防法の区分	備考	1	B号棟(11戸)	RC	3	821.640			2							3							4							5							6							7							8								14. 電気容量及び機器能力表示	原則として、電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は図面に記載されている数値以下、機器類の能力及び容量等は表示された数値以上とする。		上層階、屋上及び塔屋 中間階 1階及び地下階	2.0 1.5 1.5 1.0 1.5 1.0 1.0 0.6 1.5 1.0 1.0 0.6														
建物番号	名称	構造	階数	延面積(m ²)	消防法の区分	備考																																																																																			
1	B号棟(11戸)	RC	3	821.640																																																																																					
2																																																																																									
3																																																																																									
4																																																																																									
5																																																																																									
6																																																																																									
7																																																																																									
8																																																																																									
(注) 消防法の区分は消防法施行令別表第一の該当符号を示す。								15. 保温	(1) 管(縦手及び弁類を含む。)の保温は下記の部分を除きグラスウール保温材によるものとする。 施工順序は標準仕様書による。 ①給水管の保温材はポリスチレンフォーム保温材による。 ②屋外露出排水管の保温材はポリスチレンフォーム保温材とし、屋外露出排水立管は塗装のみとする。 (2) 一般ダクトの保温はグラスウール保温材による。 (3) 機器の保温はグラスウール保温材による。 (4) 次の部分の保温は屋外露出仕様とする。 ・ビロティ、渡り廊下等外気に接する配管及びダクト ・ポンプ室内の配管・厨房内の配管・共同構内の配管 (5) 断熱材被覆鋼管の保温は不要とする。 (6) 冷媒管に断熱被覆鋼管を使用した場合の外装材下記による。 ・樹脂製・溶融亜鉛めっき製・ステンレス鋼板製 (7) 全熱交換ユニットより外気側のダクト ・断熱する ・断熱しない (8) 合成樹脂製カバー *1(シートタイプ)・2(ジャケットタイプ)		エレベーターの耐震クラス S _{1.4} A _{1.4} エレベーターの設計用標準水平震度(Ks)は標準仕様書による。 地域係数 0.9																																																																														
3. 工事種目 (○印を付したもののが該当)								16. 塗装	下記の部分を除き、原則として塗装を行う。 ①亜鉛めっきされたものの常時隠れられる部分 ②亜鉛めっきされた金属電線管、鋼製架台及び支持金物類 ③主・各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管 ④カラーベンチ面 ⑤亜鉛めっき仕上げ面 ⑥樹脂コートイング等を施したもので、常時隠れられる部分 ⑦アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム-亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装に必要を認められない面 ⑧埋設されるもの(ただし、防食塗装部分を除く) 塗装を施さない部分・箇所 * 倉庫 * 車庫		配管、ダクト及び機器の設置に必要な補強等はすべて本工事とする。																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>建物別</th> <th colspan="5">建物番号</th> </tr> <tr> <th>工事種目</th> <th>A</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>衛生器具設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>給水設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>排水設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>消火設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガス設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>給湯設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>浄化槽設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>空気調和設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>換気設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>自動制御設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>エレベーター設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>							建物別	建物番号					工事種目	A					衛生器具設備	○					給水設備	○					排水設備						消火設備						ガス設備	○					給湯設備	○					浄化槽設備						空気調和設備						換気設備						自動制御設備						エレベーター設備							17. 耐震措置	設備機器の固定は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(建設大臣官房官府管轄部監修)平成8年版」、「建築設備耐震設計・施工指針(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)2005年版」及び「(一般社団法人)日本エレベーター協会発行の「昇降機・耐震設計施工指針(日本建築設備昇降機セミナー編集)2014年版」による。 建物の種別 ・特定の施設 ・一般の施設 重要機器 ・水槽(受水槽、高架水槽) ・給水ポンプ(加圧給水ポンプユニット、揚水ポンプ) ・オイルタンク(サービスタンク) ・消防ポンプユニット ・オイルポンプ		水槽類の設計用標準水平震度(Ks)
建物別	建物番号																																																																																								
工事種目	A																																																																																								
衛生器具設備	○																																																																																								
給水設備	○																																																																																								
排水設備																																																																																									
消火設備																																																																																									
ガス設備	○																																																																																								
給湯設備	○																																																																																								
浄化槽設備																																																																																									
空気調和設備																																																																																									
換気設備																																																																																									
自動制御設備																																																																																									
エレベーター設備																																																																																									
II 工事仕様								建築設備(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(Ks)	耐震安全性的分類	設置場所	特定の施設 一般の施設																																																																														
1. 共通事項								* 原図(設計原図の訂正でもよい) * 複数写真 * 製本 サイズ(*A3縮小版・原図サイズ)白焼表装(*ナガカタ表紙(3点仕上)(●黒表紙金文字入り)) * 電子データ(画像データ、CADデータ)(CD-R) ・マイクロフィルム(島根県マイクロフィルム仕様書)による ・施工図		重要機器 一般機器 重要機器 一般機器																																																																															
(1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は全て国土交通省大臣官房官府管轄部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版」(以下「標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版」(以下「標準図」という)による。 ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)平成28年版」(以下「改修標準仕様書」という)による。 (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。								上層階、屋上及び塔屋 中間階 1階及び地下階	2.0 1.5 1.5 1.0 (2.0) (2.0) (2.0) (1.5) 1.5 1.0 1.0 0.6 (1.5) (1.5) (1.5) (1.0) 1.0 0.6 0.6 0.4 (1.0) (1.0) (1.0) (0.6)																																																																																
2. 特記事項								(注) ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。		労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名 ・本工事の受注者を指名する。 ・他工事の受注者を指名する。 ()																																																																															
(1) 章及び項目は、番号に○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印を適用する。 ○印の無い場合は、*印のあるものを適用する。 ○印と*印のある場合はともに適用する。								30. 特定元方事業者の指名	労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名 ・本工事の受注者を指名する。 ・他工事の受注者を指名する。 ()																																																																																
								31. 施工図及び施工計画書	提出した施工図及び施工計画書の著作に関する当該建物における使用権は発注者に委譲するものとする。																																																																																
								32. 施工調査	本工事の施工に先立ち事前調査を行う。																																																																																
								33. 木製安全施設製品(県産木材製品)	* 木用標示板(表示板1,400mm×1,100mm用) * 木用看板(表示板1,400mm×500mm用) * 木用バリケード(5台)																																																																																
								34. 関連他工事	契約款第51条における保険の加入期間は、工事着手時から工事完成期日後40日とする。 ・工事受注時 契約締結後10日以内 ・登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内 ・工事完成時 工事完成後10日以内 ・建築工事																																																																																
III 施工調査								35. 関連他工事	松江市上乃木10丁目3-10 TEL 0852-27-6582 FAX 0852-27-6562 (有)鳥谷設計事務所 代表 鳥谷 実 1級建築士事務所登録(知事)第10455号 1級建築士登録(大臣)第147036号																																																																																
図面番号		工事名			図面種別	縮尺	設計・年月		担当者																																																																																
M-1		宇治団地ストック改善工事(設備工事)			特記仕様書	1			設計者																																																																																

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
2 衛生器具設備	1. 自動水栓	電源供給方式はAC 100Vとする。	5 消火設備	1. 消火方法	・消火器 ・屋外消火栓 ・連結送水管	・屋内消火栓 ・スプリンクラー	8 濾化槽設備	1. 処理対象人員 JIS A 3302-2000に基づく用途及び用途別番号 類似用途別番号() 建築用途() 人 汚水量 m³/日	9 空調設備・暖機装置	1. 配管材料	種別 材料 規格
	2. 身体障がい者設備	島根県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアルによる。		2. 配管材料	区分 材料 規格	JWWA K 116 ・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	處理対象人員 处理対象人員及び汚水量算定期は、図記による。	給水	・水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 116		
	③ 洗面ユニット	化粧台型一般型750型(陶器製、ストラップ)		3. 消火器ボックス	隠べい・露出	JIS G 3452(白) 配管用炭素鋼鋼管	・BOD除去率 (%) 放流水COD BOD T-P	冷温水	・一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448		
	④ 湯水混合栓	化粧鏡、照明、コンセント付 混合栓		4. 保温	土中埋設	WSP 041 ・消火用硬質塩化ビニル被覆鋼管	90以上 20以下	蒸気給気	・一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448		
	使用箇所	種類		5.弁の耐圧	注) 土中埋設で塩化ビニル管を使用する場合は所轄の消防と協議の上使用する。 屋外は樹脂製とする。屋内は図記とする。 消火配管の保温仕様は、給水管を準用する。(施工場所:) 図記なき弁の耐圧は10Kとする。	・硬質塩化ビニル管	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を適用する。	油	・一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448		
	① 給水方式	① 公共水道直結給水 ・重力給水(高置タンク方式) ・加圧給水		6.ガスの種別	・液化石油ガス ・都市ガス	・嫌気底床接触ばつ氣 ・分離接触ばつ氣 ・担体方式	合併処理浄化槽のフローシートは図記による。	蒸気還管	・配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452(黒)		
3 給水設備	② 配管材料	区分 材料 規格		7.ガスメーター	隠べい・露出	JIS G 3452(白) 配管用炭素鋼鋼管	支持杭 工事区分 杭径 杭本数	冷媒	・配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3454		
	・一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448	・架橋ポリエチレン管 または、ポリブテン管 JIS K 6769		8.ガスコック	コンクリート埋込	JIS G 3452(白) ・配管用炭素鋼鋼管 ・ポリエチレン被覆鋼管	・本工事 SP型 ・パイプロハンマー ・圧入工法	ドレン	・配管用炭素鋼鋼管 JIS G 3452(白) ・硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741		
	埋込・露出	・60S以下の中等耐震性鋼管接合部は一般配管用ステンレス鋼管の鋼管接合部性能基準による継手とする。75S以上のステンレス鋼管接合部はハーフジョイント接合とする。		9.その他	土中埋設	JIS G 3469 ・ガス用ポリエチレン管 ・ポリエチレン被覆鋼管	・別途工事 SP型 ・1台	60S以下のステンレス鋼管接合部は一般配管用ステンレス鋼管の管接合部性能基準による継手とする。75S以上のステンレス鋼管接合部はハーフジョイント接合とする。			
	・土中埋設	・60S以下の中等耐震性鋼管接合部は一般配管用ステンレス鋼管の鋼管接合部性能基準による継手とする。75S以上のステンレス鋼管接合部はハーフジョイント接合とする。		10.その他	・ガス器具はガス事業者認定品(都市ガス)とする。	JIS B 2011による耐圧5K	・別途工事 SP型 ・1台	ステンレス製ペローズ形とする。			
	・屋外埋設	・水道用ポリエチレン管 ・H.I.V.P. VP				SUS 304	・本工事 SP型 ・1台	空気溜りを生ずるとと思われる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置に空気抜き装置を設ける。			
		JIS K 6762									
4 排水設備	3. 弁の耐圧	図記なき弁の耐圧は10Kとする。	7 給湯設備	1. 配管材料	種別 材料 規格	・V.P. ・耐火二層管 RF-V.P	8.水中ポンプ	(1)回路には漏電遮断器を設ける。 (2)自動交換並列運転とする。	5.吹出口・吸入口	(1)長方形ダクトの製作 ・アンダルフランジ工法 ・コーナーボルト工法 (・共板フランジ・スライドオンフランジ)ただし、長辺1,500mmを超えるもの及び、最大静圧500Paを超えるものはアングル工法とする。	
	4. タンク	(1)マンホールカバーは施錠する。 (2)電極棒取付座及び電極棒の取付は本工事とする。 (3)フレキシブルジョイントは (・ステンレス製・合成ゴム製)とする。 (4)屋外に設置するタンクの積雪耐荷重は2KPa以上とする。 (5)屋外に設置するタンクのマンホールは、気密性を有する構造とし、断熱性を有するタンクの場合には保温形(二重蓋構造等)とする。		2. 電気工事	種別 材料 規格	・S.G.P.(S) ・耐火二層管 RF-V.P	9.電気工事	(1)電源供給は別途電気設備工事とする。 (2)操作・制御回路は本工事とする。 (・一括警報用無電圧端子付とする)	6.点検口	(2)円形ダクト ・垂鉛鋳板製(スパイラルダクト) ・硬質塩化ビニル製(VU管)	
	5. 電気工事	(1)電源供給は別途電気設備工事とする。 (2)操作・制御回路は本工事とする。 (・一括警報用無電圧端子付とする)		3.ガスメーター	・V.L.P.(D)	10.その他	(1)指定された放流水質になるまでの調整は請負者が行うものとする。 (2)消毒薬を3ヵ月相当分納入する。 (3)浄化槽法第7条による検査は工事請負者の負担とする。 (4)マンホールは鍵付とする。	7.チャンバー	(3)防火区画貫通部の施工 貫通する部分の前後150mm以上を1.6mmの鋼板製とする。		
	1.配管材料	施工場所 種別 配管材料 ・V.P. ・耐火二層管 RF-V.P		4.電気工事	・V.P. ・S.G.P.(S)			8.予備フィルター	柱及びスリットの材質はアルミニウム製とする。 着色するしない		
	2.通気口	屋内 通気管 ・V.P. ・耐火二層管 RF-V.P		5.弁の耐圧	・V.P. ・V.L.P.(D)			9.ぱい煙測定口	サプライチャンバー、リターンチャンバー等には点検口(450×600)を取付る。		
	3.マンホールカバー	屋外 通気管 ・V.P. ・S.G.P.(S) ・耐火二層管 RF-V.P		6.給湯器ユニット	・R.S.V.U ・R.E.P.-V.U ・R.S.V.U ・R.E.P.-V.U			10.屋外フード類	外壁に面するガラリに設けるチャンバーには有効なドレン装置を設置すること。		
5 照明設備	上記の配管規格は次による。 V.P.、V.U.はJIS K 6741によるJISマーク表示品 S.G.P.(S)はJIS G 3452(白)によるJISマーク表示品 V.L.P.(D)はJIS G 042による。 RF-V.P.はJIS K 9798による。 R.S.V.U.はJIS K 9797による。 R.E.P.-V.U.はAS-58とする。 V.U.、R.E.P.-V.U.、R.S.V.U.は屋外埋設用とし、建物から屋外第1階まではV.P.管とする。	施工場所 種別 配管材料 ・V.P. ・耐火二層管 RF-V.P		7.ガス給湯器	・V.P. ・S.G.P.(S)			11.弁の耐圧	煙道内の排気流速が安定している直管部分に80φのものを取付けること。		
	1.配管材料	屋内 通気管 ・V.P. ・耐火二層管 RF-V.P		8.石油給湯器	・V.P. ・V.L.P.(D)			12.その他特記事項	着色するしない		
	2.通気口	屋外 通気管 ・V.P. ・S.G.P.(S) ・耐火二層管 RF-V.P		9.瞬間貯湯式	・R.S.V.U ・R.E.P.-V.U ・R.S.V.U ・R.E.P.-V.U				国記なき弁の耐圧は5Kとする。		
	3.マンホールカバー	* ベントキャップ(V.C.:アルミ製) ・排水用通気弁(樹脂製)		10.瞬間貯湯式	・R.S.V.U ・R.E.P.-V.U ・R.S.V.U ・R.E.P.-V.U				宇治団地内の住戸の空き部屋を4部屋準備している。		
		(1)マンホール蓋は鎖付としタール塗布仕上げとする。 (2)表示荷重は安全荷重を示す。 (3)マンホール用手かぎを1組収める。							施工内容によっては入居者に、一時的に空き部屋に移ってもらい工事を行なうこと。		
									※1週間で3部屋の工事を想定した工期で諸経費を計算している定している。		
6 照明設備	図面番号	工事名	図面種別	縮尺	設計・年月			担当者	松江市上乃木10丁目3-10 TEL 0852-27-6582 FAX 0852-27-6562		
	M-2	宇治団地ストック改善工事(設備工事)	特記仕様書	2				担当者	(有)鳥谷設計事務所 代表 烏谷 実 1級建築士事務所登録(知事)第10455号 1級建築士登録(大臣)第147036号		

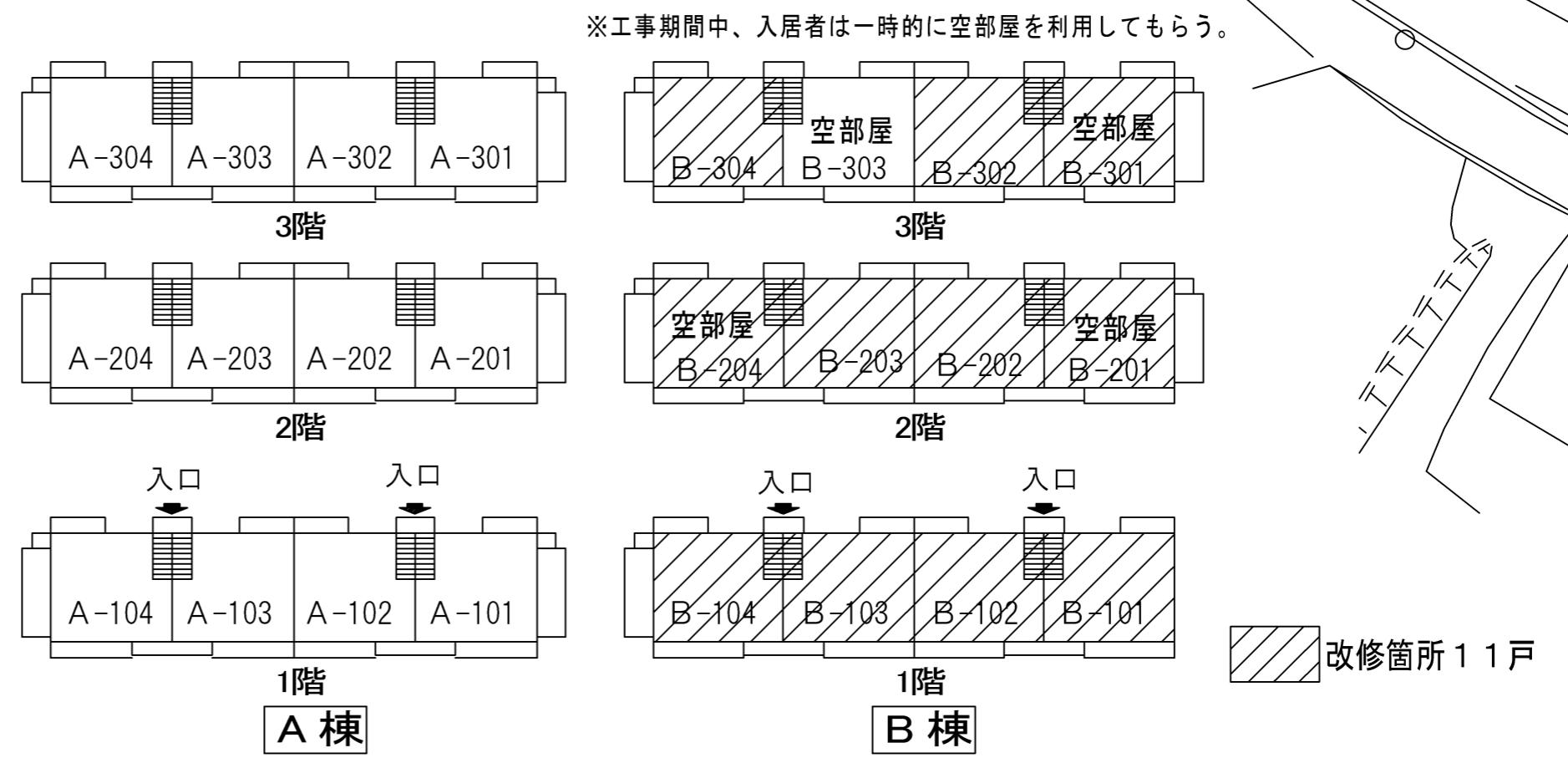
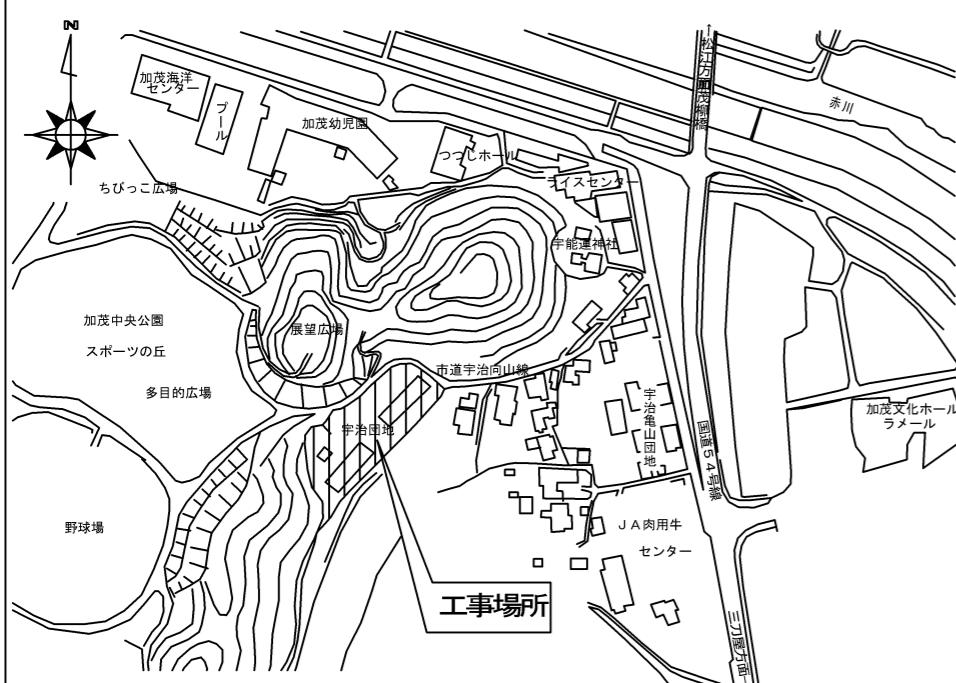
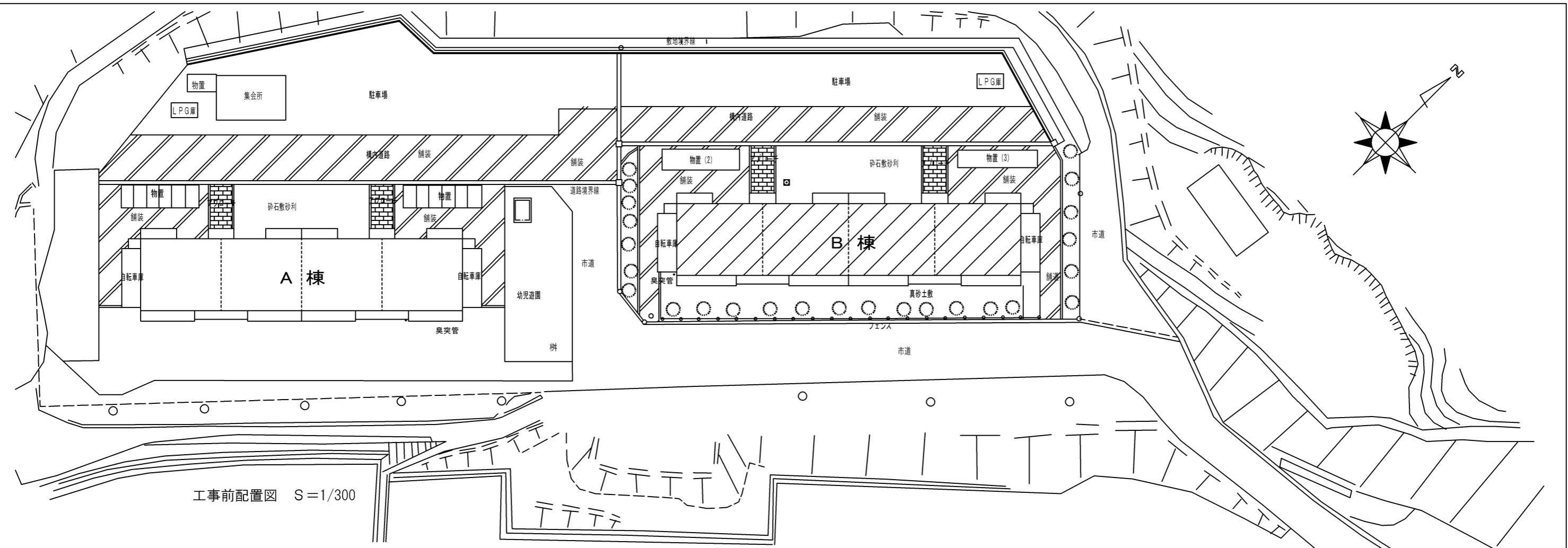
電気設備工事仕様書								章	項目	特記事項			章	項目	特記事項			章	項目	特記事項																																																																																																												
I 工事概要								一般 共通事項	① 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> 消防用設備等の技術基準（第8次改訂版） (全国消防長会中国支部編) 公共施設用照明器具（2015年版） (一般社団法人日本照明工業会) * 工事写真の撮り方（改訂版第3版）建築設備編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 			10 完成図及びマイクロフィルム	下記のものを、完成後15日以内に提出する。 仕様は、建築工事完成図取扱要領による。			16 位置ボックス 17 フラッシュプレート 18 カバーブレートの表示 19 接地極	埋込分電盤、端子盤等の仮枠及び埋込部分の補強 • 本工事 別途工事																																																																																																														
1. 工事場所 雲南省昆明市官渡区									② 機材の品質等	本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、JISマーク表示のない機材及びその製造者等は、次の1)~5)の事項を満たすものとする。 ただし、使用量の少ないもの、簡易な機材又は品質を証明する資料の入手困難なもの等については、次の1)~5)を考慮の上、監督職員の承諾を受けて証明資料の提出を省略することができる。								天井埋込形器具の天井切込加工（下地を含む）及び補強 • 本工事 別途工事																																																																																																														
番号	建物名称	構造	階数	延面積(m ²)	消防法の区分	備考																																																																																																																										
1	B号棟(11戸)	RC	3	821.640																																																																																																																												
2																																																																																																																																
3																																																																																																																																
4																																																																																																																																
5																																																																																																																																
(注) 消防法の区分は消防法施行令別表第一の該当符号を示す。																																																																																																																																
3. 工事種目 (○印を付したもののが該当)																																																																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">建物別</th> <th colspan="5">建物番号</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>受電設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電力貯蔵設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>発電設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電灯コンセント設備</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>動力設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>構内情報通信網設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>構内交換設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>情報表示装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>映像・音響設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>拡声設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>誘導支援装置</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>テレビ共同受信設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>テレビ電波障害調査</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>防災設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>防犯設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>雷保護設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>屋外設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>								建物別	建物番号					A					受電設備						電力貯蔵設備						発電設備						電灯コンセント設備	○					動力設備						構内情報通信網設備						構内交換設備						情報表示装置						映像・音響設備						拡声設備						誘導支援装置						テレビ共同受信設備						テレビ電波障害調査						防災設備						防犯設備						雷保護設備						屋外設備													
建物別	建物番号																																																																																																																															
	A																																																																																																																															
受電設備																																																																																																																																
電力貯蔵設備																																																																																																																																
発電設備																																																																																																																																
電灯コンセント設備	○																																																																																																																															
動力設備																																																																																																																																
構内情報通信網設備																																																																																																																																
構内交換設備																																																																																																																																
情報表示装置																																																																																																																																
映像・音響設備																																																																																																																																
拡声設備																																																																																																																																
誘導支援装置																																																																																																																																
テレビ共同受信設備																																																																																																																																
テレビ電波障害調査																																																																																																																																
防災設備																																																																																																																																
防犯設備																																																																																																																																
雷保護設備																																																																																																																																
屋外設備																																																																																																																																
II 工事仕様																																																																																																																																
1. 共通事項								9 工事写真	③ 撤去品の微量元素分析を行う。()			④ 建設リサイクル法対象工事			14 耐震施工	⑤ 下記のものを提出する。 仕様は、建築工事写真取扱要領による。 ※建築工事と一冊にまとめてること。			15 他工事との取合	⑥ 横引き配管等は、地震時の設計用水平震度及び設計用鉛直震度に応じた地震力に耐えるよう標準図による耐震支持を行なう。ただし、次の場合を除く。 呼み径が82mm以下の単独配管、幅400mm以下のケーブルラック 周長800mm以下の金属ダクト、幅400mm以下の集合配管 吊り材の長さが平均0.3m以下の配管配線等			16 位置ボックス 17 フラッシュプレート 18 カバーブレートの表示 19 接地極	⑦ 横引き配管等は、地震時の設計用水平震度及び設計用鉛直震度に応じた地震力に耐えるよう標準図による耐震支持を行なう。ただし、次の場合を除く。 呼み径が82mm以下の単独配管、幅400mm以下のケーブルラック 周長800mm以下の金属ダクト、幅400mm以下の集合配管 吊り材の長さが平均0.3m以下の配管配線等																																																																																																								
(1) 図面及び特記事項に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成28年版」（以下「標準仕様書」という）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）平成28年版」（以下「標準図」という）による。 ただし、改修工事に関しては「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）平成28年版」（以下「改修標準仕様書」という）による。																																																																																																																																
(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。																																																																																																																																
(1) 章及び項目は番号に印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は [●] 印を適用する。 (3) ○印の無い場合は、*印のあるものを適用する。 ●印と*印のある場合はともに適用する。																																																																																																																																
2. 特記事項																																																																																																																																
(1) 章及び項目は番号に印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は [●] 印を適用する。 (3) ○印の無い場合は、*印のあるものを適用する。 ●印と*印のある場合はともに適用する。																																																																																																																																
3. 工事写真																																																																																																																																
4. 施工方法																																																																																																																																
5. 施工品質																																																																																																																																
6. 施工安全																																																																																																																																
7. 施工計画																																																																																																																																
8. 施工監査																																																																																																																																
9. 施工検査																																																																																																																																
10. 施工報告																																																																																																																																
11. 施工記録																																																																																																																																
12. 施工資料																																																																																																																																
13. 施工検査																																																																																																																																
14. 施工監査																																																																																																																																
15. 施工記録																																																																																																																																
16. 施工報告																																																																																																																																
17. 施工検査																																																																																																																																
18. 施工監査																																																																																																																																
19. 施工記録																																																																																																																																
20. 施工報告																																																																																																																																
21. 施工検査																																																																																																																																
22. 施工監査																																																																																																																																
23. 施工記録																																																																																																																																
24. 施工報告																																																																																																																																
25. 施工検査																																																																																																																																
26. 施工監査																																																																																																																																
27. 施工記録																																																																																																																																
28. 施工報告																																																																																																																																
29. 施工検査																																																																																																																																
30. 施工監査																																																																																																																																
31. 施工記録																																																																																																																																
32. 施工報告																																																																																																																																
33. 施工検査																																																																																																																																
図面番号	工事名		図面種別	設計・年月			担当者																																																																																																																									
E-1	宇治団地ストック改善工事（設備工事）		特記仕様書1	NOSCALE			設計者																																																																																																																									

松江市古志原5丁目7-22 TEL 0852-27-6582 FAX 0852-27-6562
 (有)鳥谷設計事務所 代表 鳥谷 実
 1級建築士事務所登録（知事）第10455号 1級建築士登録（大臣）第147036号

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
	34 スリーブ 35 負担金	柱・梁には紙チューブは使用しない。 工事負担金は、本工事とする。 ・電力負担金 円(内消費税等相当額) ・テレビ共聴 円(内消費税等相当額)		B 交流無停電電源装置(UPS)形式 1 UPS 2 定格出力 3 停電補償時間 4 予備品等	・ UPS 簡易形 () KVA () 分(定格出力運転時) 標準仕様書によるほか下記による。 主回路接続図(透明ケース入り)但し、簡易形は除く		5 照明制御 6 光源 7 コンセントプレート 8 換気扇	・ 人感センサー制御 ・ 初期照度補正 ・ 連続調光 特記なき場合、一般事務室において初期照度は()ルックスに設定を行う。 光源色の特記なき場合は下記による 直管 3波長域発光形昼白色 コンパクト形 * 3波長域発光形昼白色 LED * 昼白色 * 3波長域発光形電球色 * 電球色	10 1 工事範囲 2 対象室名 3 増幅器 4 プロジェクター 5 スクリーン 6 映像・音響設備	・ 配管 配線 機器取付 ・ L形増幅器とする。 ・ 本工事 別途工事 投写方式 前面投写式 背面投写式 ・ 本工事 别途工事 ・ 手動巻上式 電動巻上式(・無線・有線) ・ CDプレーヤー オーディオレコーダ ・ カセットデッキ ブルーレイ/DVD	
	36 特定元方事業者の指名	労働安全衛生法第30条第2項に基づく指名 ・ 本工事の受注者を指名する。 ・ 他工事の受注者を指名する。									
	37 施工調査	本工事の施工に先立ち事前調査を行う。									
	38 木製安全施設製品(県産木材製品)	・ 工事用標示板(表示板1,400mm×1,100mm用) * 工事用看板(表示板1,400mm×500mm用) * 工事用バリケード	台 2台 5台								
	39 火災保険	契約約款第51条における保険の加入期間は、工事着手時から工事完成期日後40日とする。									
	40 工事実績情報の登録	・ 工事受注時 契約締結後10日以内 ・ 登録 内容の変更時 変更契約締結後10日以内 ・ 工事完成時 工事完成後10日以内									
	41 関連他工事	建築工事									
2 受変電設備	1 電気方式	・ 高圧 三相3線式 6.6kV ・ 低圧 三相3線式 200V ・ 低圧 単相3線式 200V/100V ・ 低圧 単相2線式 100V									
	2 高圧負荷開閉器	引込柱取付け、閉鎖型、過電流蓄勢トリップ形、モールドコーンブッシング付									
	3 キュビクル	・ 気中 真空 ・ 耐塩形(・亜鉛メッキ・ステンレス ・地絡絶電器付 方向性地絡絶電器付 ・ VT内蔵 LA内蔵									
	4 変圧器	・ 屋内形 屋外形 ・ 鋼板製 ステンレス製(着色)									
	5 進相コンデンサ	・ 油入 モールド モールド変圧器の表面は充電部とみなし注意標識を取り付ける。モールド変圧器はダイヤル温度計を附属させる。									
	6 直列リアクトル	・ 油入 乾式(・モールド) ガス オイルレス(一体型)									
	7 引込開閉器盤(低圧の場合)	・ 電柱取付形(防水) 屋側取付形(防水) ・ 鋼板製 ステンレス製(着色)									
	8 キュビクル基礎及びボルト	基礎 本工事 別途工事 ボルト 本工事 別途工事									
	9 感熱表示ラベル	導電部の接続端子近辺には不可逆性の感熱表示ラベルを貼付する。(変圧器の2次側端子、低圧盤1次側母線)									
	10 高調波計算書	機器承認図提出前に高調波流出電流を計算し、監督員に提出する。									
	11 予備配管	屋外キュビクル式受電設備の場合、予備配管を基礎外部まで設ける(FEP 80×3本)									
	12 予備品等	標準仕様書によるほか下記による。 ヒューズ類(種別ごとに下記の数量とする) ・ 現用数 現用数の2.0%(1個以上) ABC10型消火器(屋外は箱入りとする) 主回路接続図(透明ケース入り)									
3 電力貯蔵設備	A 直流電源装置用途	・ 非常用照明(建築基準法) 受変電設備用									
	1 蓄電池	・ HS型鉛蓄電池 MSE型鉛蓄電池 ・ 長寿命MSE型鉛蓄電池									
	2 予備品等	標準仕様書によるほか下記による。 主回路接続図(透明ケース入り)									
	E-2	宇治団地ストック改善工事(設備工事)		特記仕様書2	NOSCALE				担当者		
									設計者		
										松江市古志原5丁目7-22 TEL 0852-27-6582 FAX 0852-27-6562	
										(有)鳥谷設計事務所 代表 鳥谷 実	
										1級建築士事務所登録(知事) 第10455号 1級建築士登録(大臣) 第147036号	

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項
14 電波障害 調査	1 調査仕様 2 調査機関 3 調査内容	図面に記載されていない事項は全て（一社）日本CATV技術協会の「建造物によるテレビ電波障害調査要領」による。 テレビ電波障害の調査は、（一社）日本CATV技術協会による。 ● 事前調査 ● 中間調査 ● 事後調査	18 屋外設備	A 構内線路 1 施工方式 2 標識シート 3 埋設桿 4 ハンドホール 5 地中埋設深さ 6 支線 7 埋戻し土 B 屋外機器 1 機器 2 外灯区分開閉器 3 ポール基礎	・ 地中配線 ● 架空配線 ・ 高圧 ● 低圧 ● 弱電 標識シートは2倍長以上重ね合わせとする。 標準図（電力125）により設置する。 プロックハンドホールとする。 ● GL-600mm () ● GL-300mm () 舗装のある場合は、路盤下より上記の深さとする。 埋設深さは、地表面又は路盤下より配管上端までとする。 支線のある場合は支線ガードを設置する。 地中配管の上下50mmを砂又は良質土にて保護を行う。 良質土は、根切り土中の良質土を使用する。 ● 融光灯 ● LED灯 ● 分電盤 ● 端子盤 ● コンセント ● スピーカー ● 時計 ● 配線用遮断器（トリップ機能無し）をポール内部に設置する。 ● 設計図による ● 標準図による ● 埋込式 ● ベースプレート式	19 機器取付高 機器の取付高は、下表を標準とする。ただし、監督員の指示により変更することがある。	名 称	測 点	取 付 高 (mm)		
15 防災設備	A 火災報知設備等 1 種別 2 受信機 3 副受信機 4 発信器、ベルランプ 5 消火ポンプ起動 6 非常警報装置 7 予備品等 B 誘導灯等 1 誘導灯の種別 2 誘導標識 C がれ漏れ警報設備 1 警報対象 2 警報方式 3 警報器電源 4 受信機 5 ガス遮断弁 6 予備品等	● 自動火災報知設備 ● 非常警報設備 ● 漏電火災警報器 ● 火災通報装置 ● 自動閉鎖装置 ● P型1級 ● P型2級 ● R形 ● 単独形 ● 複合形 () 回線 ● 窓 ● 単独設置 ● 総合盤 ● 消火栓ボックスに組込 ● 発信器連動 ● 起動押しボタン方式 ● 消火栓閉鎖レバー連動（リミットスイッチ） ● 複合装置 ● 一体形 ● 単独設置 標準仕様書によるほか下記による 警戒区域図（透明ケースに収納） ● 避難口 ● 通路 ● 客席 ● 避難口 ● 通路 誘導標識は所轄の消防署と協議の上、取付とする。 ● LPガス ● 都市ガス ● 現地警報 ● 現地警報及び中央警報 ● 遮断弁連動 ● AC100V ● DC24V ● 単独 ● 火報受信機などと一体 ● 本工事 ● 別途工事 標準仕様書によるほか下記による 警戒区域図（透明ケースに収納）	電 力 電 灯 動 力 構 交 換 振 計 誘 支 援 表 示 テ レ ビ 共 同 受 信 火 災 報 知 ガス 検 知	取引用計器 引込開閉器盤 分電盤 スイッチ スイッチ（宿舎） コンセント（一般） “（和室） “（宿舎居室内） “（台上） “（土間） プラケット（一般） “（露場） “（鏡上） 多機能トイレスイッチ 壁掛け制御盤 手元開閉器 操作スイッチ 端子盤 保安器箱（一般） 壁付位置ボックス（和室） “（壁掛） 壁掛け親時計 子時計 壁掛けスピーカー ¹ 壁付アッテネータ 壁付位置ボックス（一般） “（和室） 壁付インターホン（一般） “（身障者用） 押しボタン（多機能トイレ） 壁付発信器 機器収納箱 直列ユニット（一般） 直列ユニット（和室） 受信機、副受信機 総合盤 発信器 ベル 表示灯 検知器（都市ガス） 検知器（LPガス） ガス漏れ中継器	地上～窓中心 床 上～中 心 （上端1,900以下） 1,500 1,300 1,100 300 150 150 150 800～1,300 2,100～2,300 2,000～2,500 150 900 （上端1,900以下） 1,500 1,500 1,300 300 200 150 1,300 （上端1,900以下） 1,500 200 200 1,300 1,300 150 1,300 900 (300) 1,300 200 300 150 1,300 1,200～1,500 800～1,500 2,300 2,100 300 300 300	1,800～2,000 1,800～2,200 （上端1,900以下） 1,500 1,300 1,100 300 150 150 150 800～1,300 2,100～2,300 2,000～2,500 150 900 （上端1,900以下） 1,500 1,500 1,300 300 200 150 1,300 （上端1,900以下） 1,500 200 200 1,300 1,300 150 1,300 1,200～1,500 800～1,500 2,300 2,100 300 300 300					
16 防犯設備	1 工事範囲 2 警戒方式 3 監視カメラ	● 配管 ● 配線 ● 機器取付 ● 監視カメラ ● センサー ● 別途機械警備 ● カラー ● 白黒 ● 旋回装置 ● モニタ装置 ● 録画装置 伝送方式 ● アナログ ● ネットワーク									
17 細胞設置	1 受雷部システム 2 引下導線システム 3 接地システム 4 保護レベル 5 大地抵抗率の測定	● 突針 ● 水平導体 ● メッシュ導体 ● 棚上げ導体 ● 引下げ導線 ● 建築構造体利用 ● 板状接地極 ● 垂直接地極 ● 放射状接地極 ● 環状接地極 ● 網状接地極 ● 構造体利用接地極 ● I ● II ● III ● IV 工事着手時に大地抵抗率を測定し、測定表及び接地極省略判定記録書を監督職員に提出する。									
図面番号		工 事 名	図面種別	縮 尺	設計・年月		担当者				
E-3		宇治団地ストック改善工事(設備工事)	特記仕様書 3	NOSCALE			設 計 者				

松江市古志原5丁目7-22 TEL 0852-27-6582 FAX 0852-27-6562
 (有)鳥谷設計事務所 代表 鳥谷 実
 1級建築士事務所登録（知事）第10455号 1級建築士登録（大臣）第147036号



工事名	宇治団地ストック改善工事（設備工事）	設計年月日	平成26年3月	検印	製図	図面番号
図面名	付近見取図 配置図	縮尺	1/300			
				松江市上乃木町10丁目3-10 TEL 0852-27-6582 FAX 0852-27-6562 (有)鳥谷設計事務所 代表 鳥谷 実 1級建築士事務所登録(知事)第10455号 1級建築士登録(大臣)第147036号	TOYA	A 03 - 10 建築

(工事内容)		一般共通・特記事項				
浴 室 浴室：システムバス設置		・施工前に現地調査を実施し、設計図書によることが困難または不都合な場合の処置は、監督員と協議の上、行うものとする。				
脱 衣 洗面脱衣：壁一部張替え		・その他の改修工事の必要な場合は、監督員と協議し指示を受けること。				
便 所 壁、改修		・工程及び仮設計画等については、施工前に施設管理者並びに監督員と協議し、建物内及び建物周辺の安全管理を十分に行うこと。				
廊 下 既存のまま		・調査・工事においては、各戸入居者と日程等の調整を行うこと。				
D K 台所：流し台内部張替え（配管改修関連部分）		・廃材については処理施設及び再資源化施設へ搬出し適切に処理すると共に、産業廃棄物管理票を提出する。				
和 室 既存のまま		・仕上材・塗料・接着材はすべてF☆☆☆☆を使用する。				
押 入 結露改修工事		・代替風呂は空部屋を利用する。諸経費計算は1週間で3部屋の工事を想定した工期で解散しているが、実際の工期は1週間で2部屋の工事をした場合の工期設定としている。				
※改修の各工程・その他工事内容は、仕上表によるほか設備図面による。						
		材料凡例 (以下、同等品とする)				
		・断熱材：展開図参照				
		・現場寸法対応型システムバス：タカラ 広い美ろ浴槽、バネ協 日立ユニットテリア				

(仕上表)

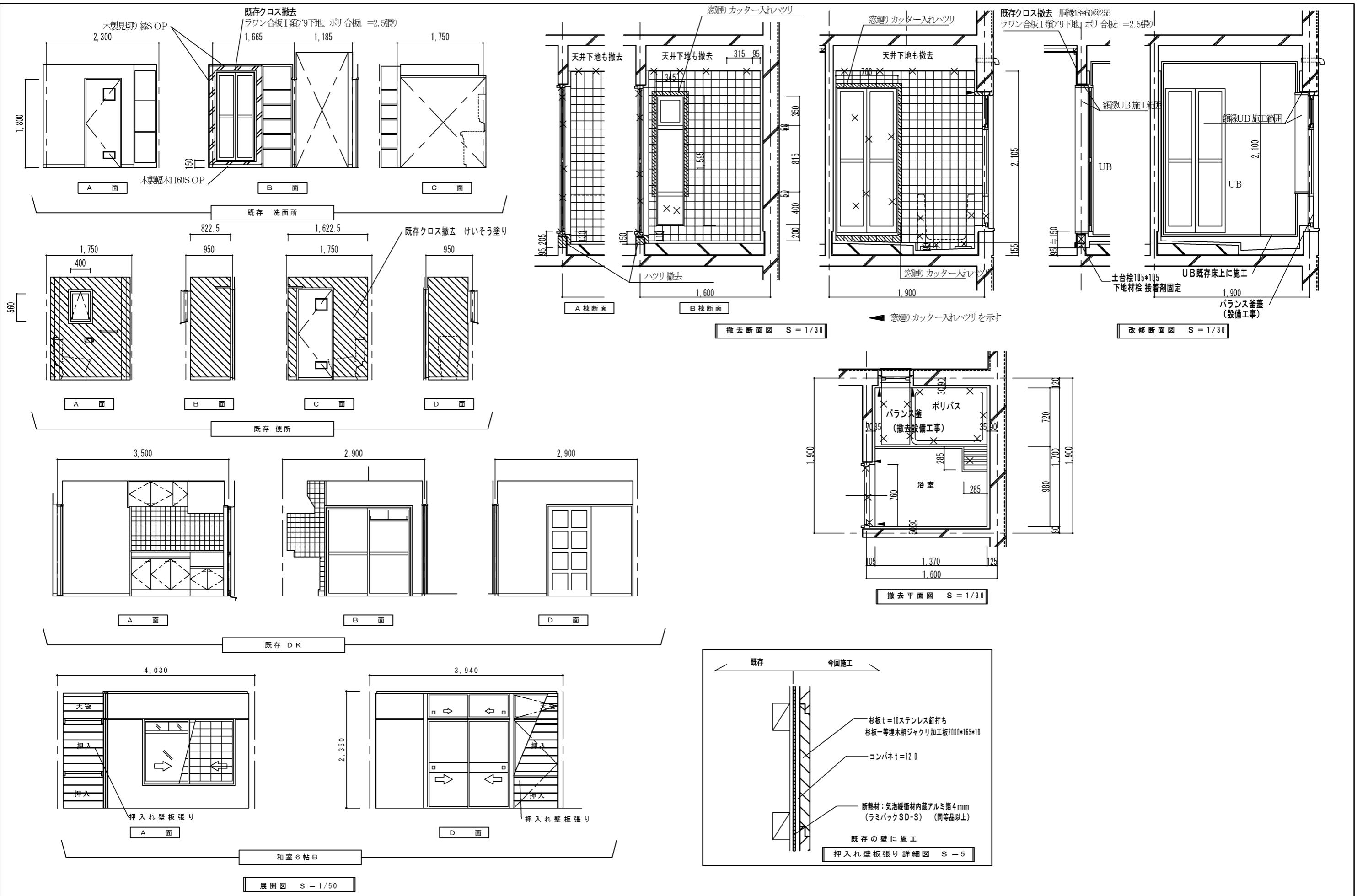
部位	部位	床	幅木	壁	天井	備考	部位	部位
浴 室	改修前	25角モザイクタイル張り 既存のまま	無し	100角タイル張り 出入り口撤去 出入り口窓周囲ハツリ	ボード 撤去	天井、下地材全て撤去 出入り口建具枠共撤去（コンクリートまで露出）	改修前	浴 室
	改修	ユニットバスに取替え				ユニットバスに取替え 換気扇はユニットバス付属品		
脱 衣	改修前	モザイクパーケット t=15	木 製 H = 60	コンクリートの上ビニルクロス張り 一部ビニルクロスはぐり撤去	ラワン合板		改修前	脱 衣
	改修	CFシート t=1.8		ボリ合板 t=2.5 ラワン合板 I類t=9下地 胴縁18*60@255ホールアンカー止め@200				
便 所	改修前	塩ビシート	木 製 H = 60	コンクリートの上ビニルクロス張り 一部ボード下地	ラワン合板		改修前	便 所
	改修			けいそう土塗り 既存ビニルクロス撤去の上				
廊 下	改修前	モザイクパーケット t=15	木 製 H = 60	コンクリートの上ビニルクロス張り	ラワン合板		改修前	廊 下
	改修							
D K	改修前	モザイクパーケット t=15	木 製 H = 60	コンクリートの上ビニルクロス張り	ラワン合板		改修前	D K
	改修							
和室 (B)	改修前	畳敷き 下地合板 t=12.0	木 製 H = 60	P B 12.5の上ビニルクロス張り	化粧石膏ボード張り		改修前	和室 (B)
	改修							
押 入 B	改修前	ラワン合板 t=5.5	木 製 H = 60	ラワン合板4.0	ラワン合板2.5		改修前	押 入 B
	改修			※1：断熱仕様壁新設				

ユニットバス部材表							
No	部材名	仕様	数量	No	部材名	仕様	数量
1	広ろ美ろ浴室	間口1614mm×奥行1314.0mm	1	11	天井	フラット天井	1
2	システムバスの種類	Kパネル仕様	1	12	換気機器	換気扇なし	1
3	ドア	折戸（ホワイト）	1	13	照明	照明UVN・12W蛍光球(1灯)	1
4	ドア枠	S B ドアガブチW	1	14	ミラー	角型ミラー	1
5	兼用栓	サーモスタット (KF800TTKS-1)	1	15	風呂フタ	シャッター式	1
6	兼用栓	標準シャワーHEAD	1	16	タオル掛け	ホワイトタイプ	1
7	兼用栓	エルボW	1	17	ハンドバー	L型600×400タイプ(シルバー)	1
8	シャワーフックスライドバー	シャワーフックスライドバー(手すりタイプ) シルバー	1	18	収納棚	ホワイトタイプ3段	1
9	浴室パネル	1面デザイン	1	19	天井換気扇	VD-10ZC	1
10	窓枠	窓枠フリータイプL1512W(樹脂製)	1				

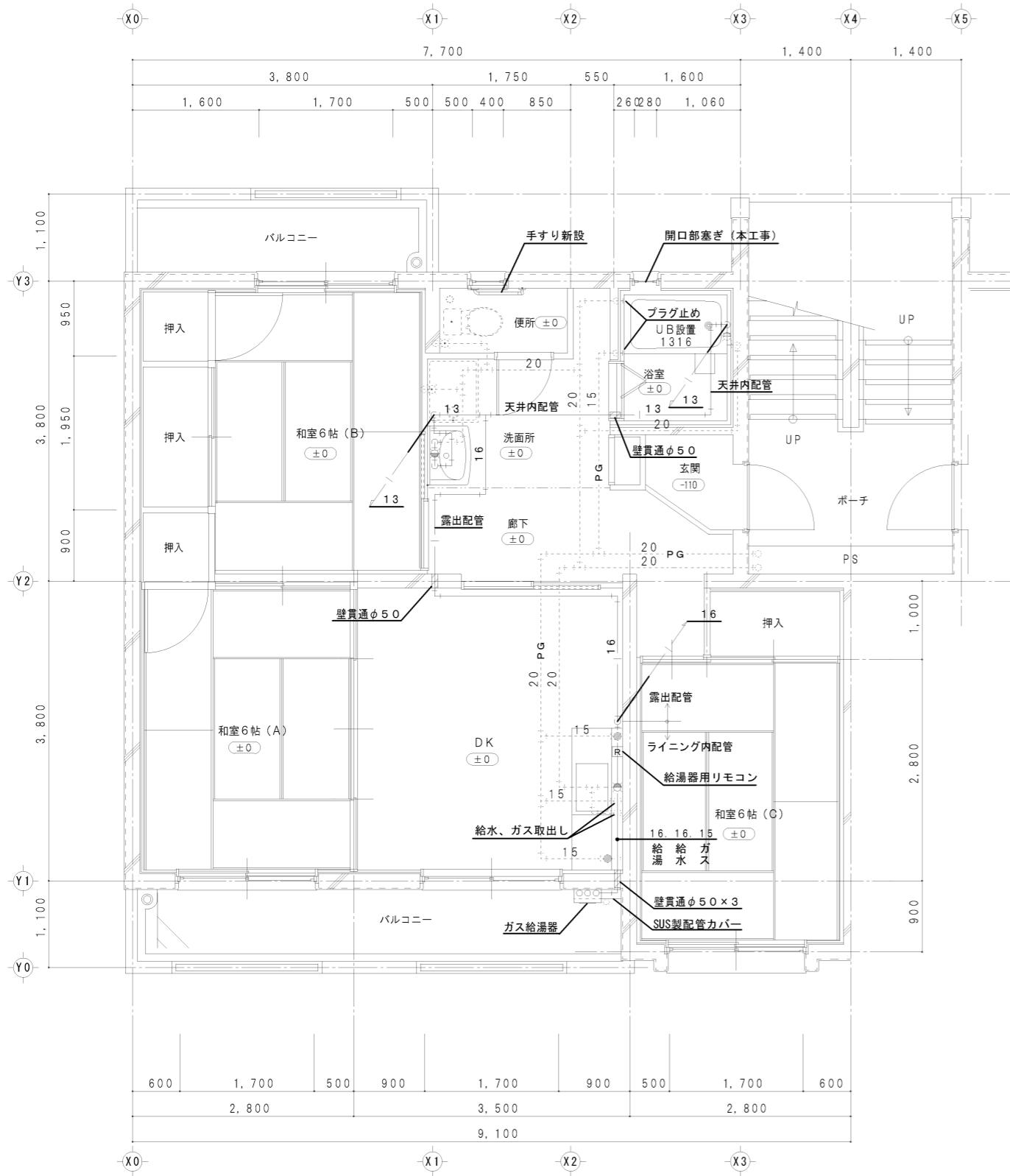
工 事 名	宇治団地ストック改善工事(設備工事)	設計年月	H 26 / 3	松江市上乃木町10丁目3-10 TEL0852-27-6582 FAX0852-27-6562 (有)鳥谷設計事務所 鳥谷 実 1級建築士事務所登録(知事)第10455号 1級建築士登録(大臣)第147036号	検印	製図	図面番号
図 面 名	A棟 B棟 仕上げ表	縮 尺			△ O 4 - 1 0 建 築		



工事名	宇治団地ストック改善工事（設備工事）		設計年月	H 26 / 3	松江市上乃木町10丁目3-10 TEL 0852-27-6582 FAX 0852-27-6562 (有)鳥谷設計事務所 鳥谷 実 1級建築士事務所登録(知事)第10455号 1級建築士登録(大臣)第147036号	検印	製図	図面番号
図面名	A、B棟 断面詳細図		縮尺	1/50 1/5		◎	◎	A O 9 - 1 O 建築



工事名	宇治団地ストック改善工事(設備工事)	B棟	設計年月	H26/3	松江市上乃木町10丁目3-10 TEL 0852-27-6582 FAX 0852-27-6562		検印	製図	図面番号
図面名	A棟B棟 展開図		縮尺	1/50 1/5 1/30	(有)鳥谷設計事務所 鳥谷 実				A 10-10
					1級建築士事務所登録(知事)第10455号 1級建築士登録(大臣)第147036号				建築



B棟新設器具表 (1戸当り)			
室名	器具名称	参考品番	個数
浴室	ユニットバス	(建築工事) 浴槽、シャワー金具、手すり共	1
洗面所	洗面化粧台	TOTO: LDB754AMRA、止水栓×2 INAX: FTVN-754、止水栓×2	1
	化粧鏡	TOTO: LMB754KC INAX: MFTX-751YFU	1
DK	シングルレバー混合栓	TOTO: TKGG31EC、止水栓×2 INAX: SF-HE442SYX、止水栓×2	1
	便所	TOTO: TS134GLCY75 (600×600) INAX: NKF-520 (600×600)	1
バルコニー	ガス給湯器 (高効率タイプ)	屋外壁掛形20号 LPG37.5kW (2.68kg/H) 参考機種: GQ-C2034WS	1
		配管カバー (450H)、リモコン、リモコンコード BAV20A、フレキパイプ、可とう管コック、金属フレキ	

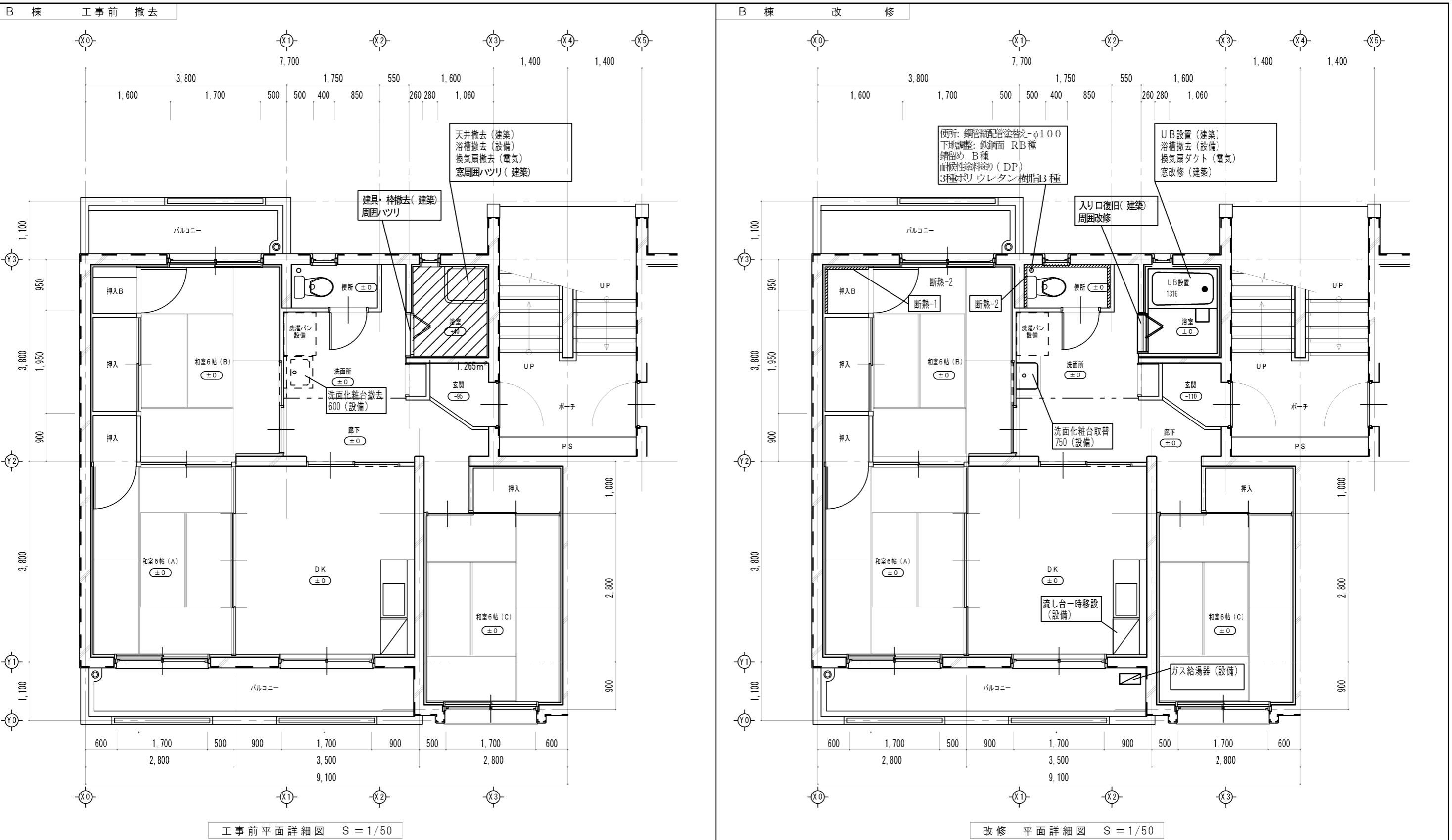
特記事項

- (1) 新設する給水管及び給湯管は架橋ポリエチレン管 (5mm保温付) を使用する。又、ガス配管はステンレス鋼フレキシブル管を使用する。
- (2) 新設する給湯管の配管ルートの詳細は現地において、監督員と協議の上施工する。
- (3) 屋内の露出配管は樹脂製配管モールにより化粧を行う、屋外給湯器周りの配管はステンレス製カバー (SUS304 120W×300H×600L×1.0t) により化粧を行う。
- (4) DK、流し台ライニング上部の配管撤去後の開口はステンレス製プレートにより塞ぐ事。
- (5) 給湯器用リモコンのリモコンコードは本工事とし、取付用スイッチボックス及び配線露出部のメタルモールは電気工事とする。
- (6) DK、流し台、ガス台は一旦取り外し、ライニング内配管終了後復旧する。但し、コーティングの補修は建築工事とする。
- (7) ガス給湯器のドレンはバルコニー排水溝に放流する。(VP13A)
- (8) 浴室バランス釜撤去後の開口はステンレス板 (SUS304 310W×490H×1.0t) により塞ぐ事。(屋外よりビス止め、コーティング)

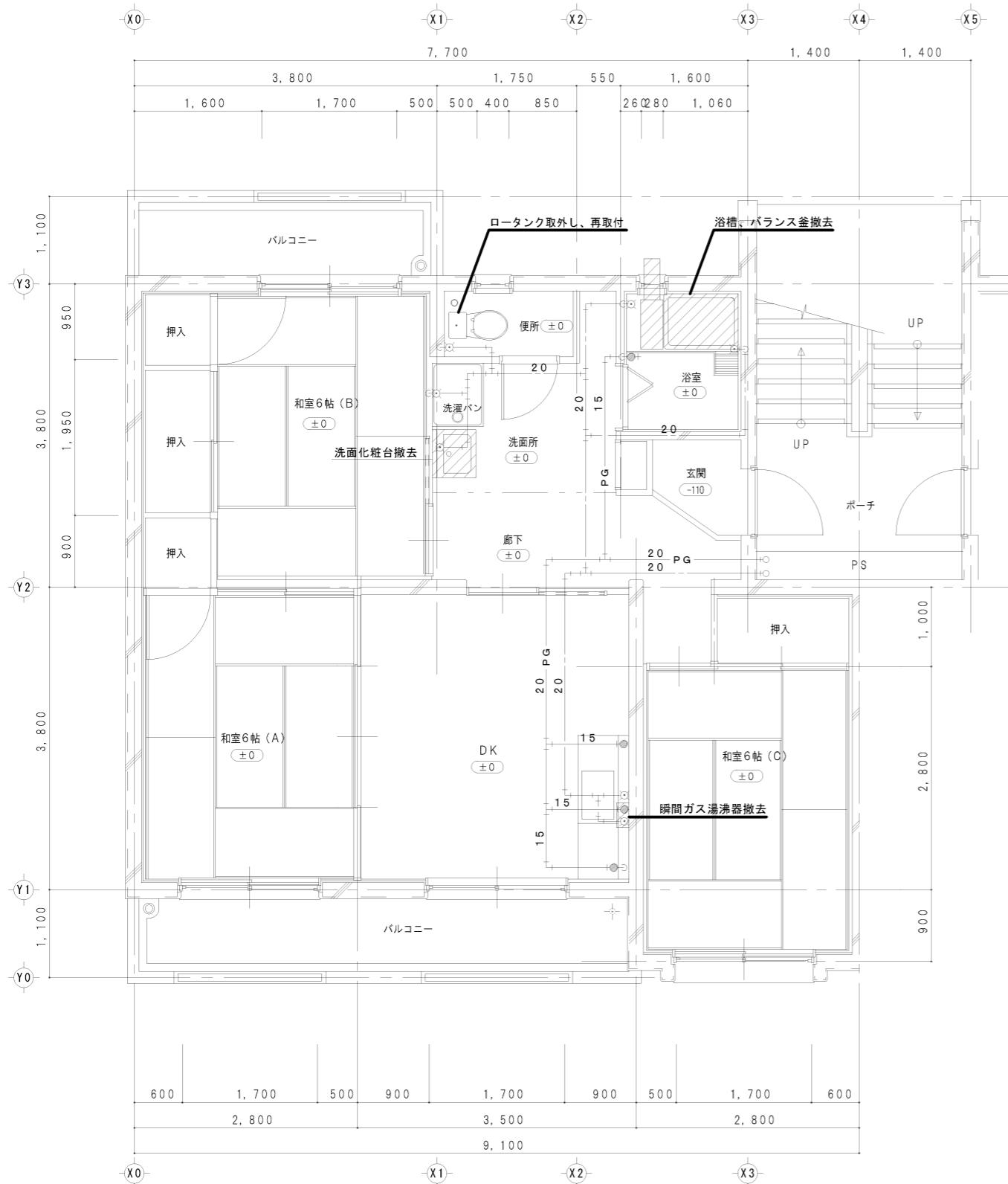
凡例

-----	既設給水配管
----- PG -----	既設ガス配管
—— ——	新設給湯配管 (給水配管、ガス配管)
——/——	コンクリート壁貫通部分
[R]	ガス給湯器用リモコン

工事名	宇治団地ストック改善工事	B棟	設計年月	H26/3	松江市上乃木町10丁目3-10 TEL 0852-27-6582 FAX 0852-27-6562	検印	製図	図面番号
図面名	B棟 各戸平面詳細図 (改修後)		縮尺	1/50	(有)鳥谷設計事務所 鳥谷 実 1級建築士事務所登録(知事)第10455号 1級建築士登録(大臣)第147036号			M 6-7 機械



工事名	宇治団地ストック改善工事	B棟	設計年月	H26/3	松江市上乃木町10丁目3-10 TEL 0852-27-6582 FAX 0852-27-6562	検印	製図	図面番号
図面名	B棟 平面詳細図		縮尺	1/50	(有)鳥谷設計事務所 鳥谷 実 1級建築士事務所登録(知事)第10455号 1級建築士登録(大臣)第147036号			A 08-10 建築



既存 平面詳細図 S = 1 / 50

B棟撤去器具表 (1戸当たり) (合計11戸)			
室名	器具名称	参考品番	個数
浴室	浴槽	ポリバス P114B	1
	バランス釜	RBF-65NDW	1
	自在水栓	T30AR13	1
	アングル止水栓	T4A	1
	可とう管コック	15A	1
洗面所	洗面化粧台	JLU602DN	1
	化粧キャビネット	JLM602R	1
便所	洋風便器	C730P、S731 (器具再使用)	1
	紙巻器	(器具再使用)	1
	タオル掛け	(器具再使用)	1
DK	ガス瞬間湯沸器	元止め式5号	1
	ストレート止水栓	T4B	1
	可とう管コック	15A	1
	自在水栓	T136S13	1

注記

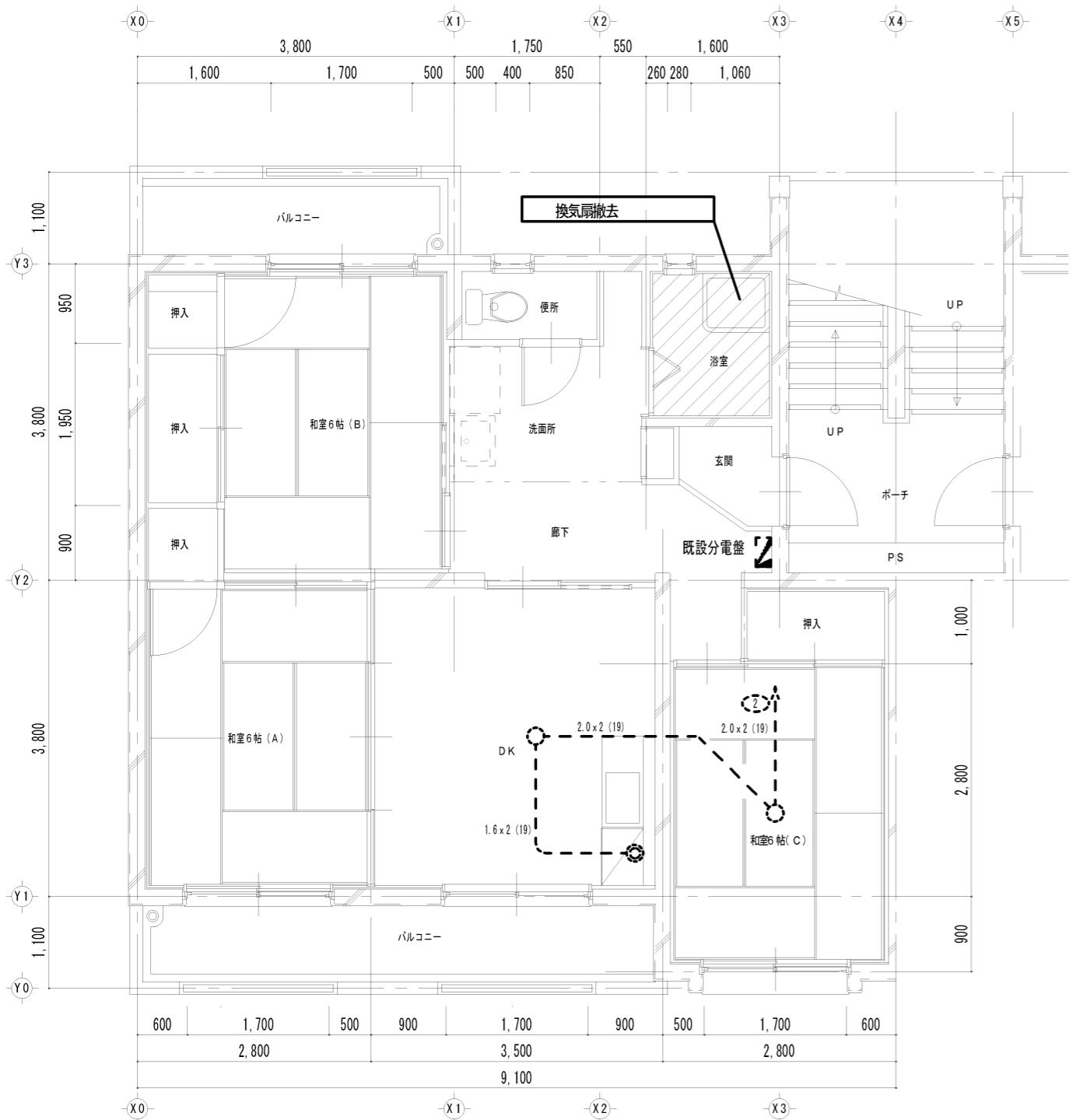
※上記器具表の品番は参考とする。

※図中給水管及びガス管は既設配管とし、床転がし配管とする。

※便所内壁面を塗装改修の為、ロータンク、紙巻器及びタオル掛けを取り外し、再取付を行う。(各器具は再使用とする。)

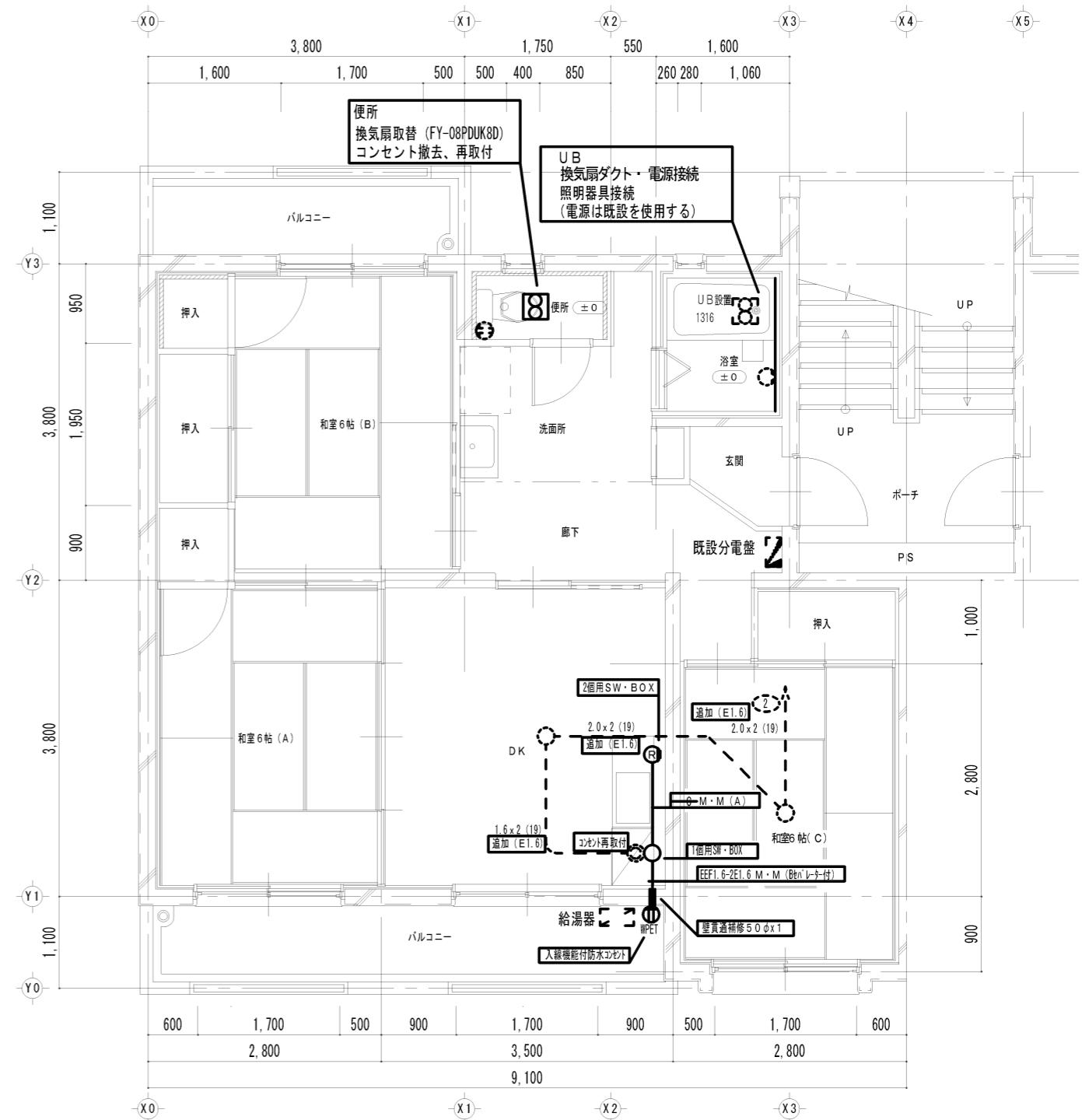
工事名	宇治団地ストック改善工事	B棟	設計年月	H26/3	松江市上乃木町10丁目3-10 TEL 0852-27-6582 FAX 0852-27-6562	検印	製図	図面番号
図面名	B棟 各戸平面詳細図(撤去図)	縮尺	1/50	(有)鳥谷設計事務所 鳥谷 実 1級建築士事務所登録(知事)第10455号 1級建築士登録(大臣)第147036号	建 築	M 7-7	容	容

B棟 工事前既設・撤去



工事前平面詳細図 S = 1/50

B棟 改修



改修平面詳細図 S = 1/50

電気設備工事 参考数量表

名 称	名 称	参考数量
電線	IE 1.6	m 15.0
ケーブル	EFF 1.6-2C	m 2.0
露出スイッチボックス	1ヶ用 △	ヶ所 2.0
露出スイッチボックス	2ヶ用 △	ヶ所 1.0
埋込コンセント	2P15A×1+ET	ヶ所 2.0
防水コンセント	2P15A×1+ET	ヶ所 1.0
1種金属線GSA	付属品共	m 4.0
1種金属線GIB	付属品共	m 4.0
ダクト換気扇	24時間用 100φ	ヶ所 1.0
アルミジヤバラ	100φ	m 1.0
シーリングライト	撤去	ヶ所 1.0
換気扇	撤去	ヶ所 2.0
壁穴明け補修	50φ	ヶ所 1.0
コンセント撤去	再取り付け	ヶ所 1.0
機器調整費		

シンボル凡例

○ 照明器具(天井)	(破線は既設を表す)
○ マイクロボット(壁)	
● 埋込コンセント	(破線は既設を表す)
● MPET 防水接地・端子付コンセント	
■ 天井換気扇	(破線は既設を表す)
■ 分電盤	(破線は既設を表す)

工事名 宇治団地ストック改善工事

B棟 設計年月 H26/3

松本市上乃木町10丁目3-10 TEL 052-27-6582 FAX 052-27-6562

(有)鳥谷設計事務所 鳥谷 実

1級建築士事務所登録(知事)第10455号 1級建築士登録(大臣)第147036号

図面名 B棟 電気平面図

縮 尺 1/50

検印 製図 図面番号

E 4-4

電 気

施工条件書

施工条件書			
1. 工程関係	1. 関連する別途発注工事	あり	調整項目 <input type="checkbox"/> 土砂・資材の流用 <input type="checkbox"/> 仮設又は工事用道路の調整 <input checked="" type="checkbox"/> 施行順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 調整が必要な工事名 (宇治団地ストック改善工事(建築工事)) 調整が必要な工事の工期 (宇治団地ストック改善工事(設備工事)と同じ)
	2. 施工時期、施工時間及び 施工工法の制限	なし	
	3. 他機関等との協議が未完了	なし	
	4. 他機関等協議による工程条件	なし	
	5. 占用物件工事との工程調整	なし	
	6. 漁業協同組合との調整	なし	
	7. 工期	なし	予定期 (109 日) 工期には、雨天・休祭日、夏期休暇・年末・年始休暇及び官公庁の土曜閉庁日を見込んでいる。
8. その他	なし		
2. 用地関係	1. 用地補償物件の未処理箇所	なし	
	2. 仮設ヤードの指定	なし	
	3. その他	なし	
3. 公害対策関係	1. 施工方法、建設機械・設備 等の制限	あり	制限項目 <input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input checked="" type="checkbox"/> 粉じん <input checked="" type="checkbox"/> その他 ())
			<input checked="" type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 指定工法名 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (必要に応じて入居者に空部屋に移動してもらうこと)
			<input type="checkbox"/> 建設機械・設備 工種 ()
			<input type="checkbox"/> 作業時間 ()
			<input type="checkbox"/> その他 ()
	2. 事業損失防止に関する調査	なし	
	3. その他	なし	

施工条件書

4. 安全対策関係	1. 交通安全施設関係の指定 なし	
	2. 近接公共施設等に対する制限 なし	
	3. 落石、土砂崩落又は発破 作業に対する防護施設 なし	
	4. その他 なし	
5. 工事用道路関係	1. 一般道路(搬入路)の使用 なし 制限	
	2. 仮設道路の設置条件 なし	
	4. その他 なし	
6. 仮設備関係	1. 仮設備の引渡し又は引き継ぎ なし	
	2. 仮設物の構造及び施工方法 なし の指定	
	3. その他 なし	
7. 残土・建設廃棄物関係	1. 残土処分地の処理条件 なし	
	2. 建設廃棄物の処理条件 なし	
	3. その他 なし	

施工条件書

8. 工事支障物件等	1. 工事支障物件	なし	
	3. その他	なし	
9. 排水工 (汚水処理を含む)	1. 汚水・泥水の排水制限	なし	
	2. 水質調査	なし	
	3. 水中ポンプ	なし	
	4. その他	なし	
10. 薬液注入	1. 薬液注入	なし	
11. その他	1. 工事用資機材の保管又は 仮置き場の指定	なし	
	2. 現場発生品	なし	
	3. 植栽保険	なし	
	4. 中間検査	あり	検査回数 (住戸が完成する毎に検査監又は監督員の検査を行うこと)
	5. 部分使用	あり	部分使用範囲 () 目的 () 部分使用期間 () ~ ()
	6. 技術管理上特に必要な資料	なし	
	7. その他	なし	

(中科目別内訳)

宇治団地ストック改善工事（設備工事）									
記号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 領	諸経費算出用代価	備考	
(1)	直接工事費								
A	戸別改修工事費		1.0	式					
		直接工事費計							
(2)	共通費								
(2) 1	共通仮設費		1.0	式					
(2) 2	現場管理費		1.0	式					
(2) 3	一般管理費		1.0	式					
B	共通費計								
	工事価格	A+B							
	消費税相当額								
	工事費								

(細目別内訳)

記号	名 称 摘	要 数 量	単位	单 価	金 额	諸経費算出用代価	備 考
	直接工事費 戸別改修工事費						
E	電気設備工事	11.0	戸				
M	機械設備工事	11.0	戸				
	計				0		

見 積 參 考 資 料

施 行 年 度 : 平成29年度

事 業 名 : 公営住宅建設事業

工 事 名 : 宇治団地ストック改善工事(設備工事)

道川施設名 : -

施 行 位 置 : 雲南市加茂町宇治地内

記事

「見積参考資料」「積算用参考図」は、積算数量及び任意仮設の積算内容を示したもので、これらの資料は「設計図書」とはならない。

よって、工事目的物を完成させるための一切の手段については、請負者の責任において定めるものとする。

単価適用年月日 平成29年5月1日

(細目別内訳)

記号	名 称	概要	要 数	量 単位	単 価	金 额	諸経費算出用代価	備考
E	電気設備工事							
	電線	IE 1.6 管内	15.0	m				
	ケーブル	EEF 1.6-2C ヨカシ	2.0	m				
	露出スイッチボックス	1ヶ用 A	2.0	個				
	露出スイッチボックス	2ヶ用 A	1.0	個				
	埋込コンセント	2P15A×1+ET	1.0	個				
	防水コンセント	2P15A×1+ET	1.0	個				
	1種金属線び	A 付属品共	4.0	m				
	1種金属線び	B 付属品共	4.0	m				
	ダクト換気扇	100 φ	1.0	ヶ処				
	アルミシャバラ	100 φ	1.5	m				
	シリングラット撤去	再使用しない	1.0	ヶ処				
	換気扇撤去	再使用しない	1.0	ヶ処				
	壁穴あけ補修	50 φ*200L	1.0	ヶ処				
	機器調整費	電工	1.0	日				
		計						
E	電気設備工事							

(細目別内訳)

記号	名 称 摘 要	要 数 量	単位	単 価	金 領	諸経費算出用代価備考
M	機械設備工事					
M-1	衛生器具設備	1.0	戸			
M-2	給水設備	1.0	戸			
M-3	ガス設備	1.0	戸			
M-4	給湯設備	1.0	戸			
M-5	撤去工事	1.0	戸			
M	機械設備工事	計				

(細目別内訳)

記号	名 称 摘 要	数 量	単位	単 価	金 領	諸経費算出用代価	備考
M-1	衛生器具設備						
	洗面化粧台	W750・シングルレバー混合栓 アングル止水栓×2個	1.0	組			
	化粧鏡	W750 照明付	1.0	枚			
	シングルレバー混合栓	TKGG31EC ストレート止水栓×2個	1.0	組			
	L型手すり	600×600	1.0	個			
	器具取付費		1.0	式			
M-1	衛生器具設備	小計					

(細目別内訳)

記号	名 称 摘	要 数 量	単位	单 価	金 额	諸経費算出用代価	備 考
M-2	給水設備						
	架橋ポリエチレン管 PE 13A (5mm保温付)	1.0	m				
	架橋ポリエチレン管 PE 16A (5mm保温付)	3.0	m				
	継手	1.0	式				
	ボールバルブ 20A	1.0	個				
	フレキパイプ 13A×500L	1.0	本				
	フレキパイプ 20A×300L	1.0	本				
	配管カバー SUS304 120W×300H×600L×1.0t	1.0	個				
	保温工事 20A 屋外露出 (配管カバー内)	1.0	m				
	機械はつり補修 ø 50×200L	1.0	ヶ処				
M-2	給水設備	小計					

(細目別内訳)

記号	名 称 摘	要 数 量	単位	单 価	金 额	諸経費算出用代価	備 考
M-3	ガス設備						
	SUS鋼フレキシブル管 15A	3.0	m				
	継手	1.0	式				
	可とう管コック 15A	1.0	個				
	金属フレキ 15A×300L	1.0	個				
	ガス給湯器 屋外壁掛形 20号 エコジョーズ 配管カバー、リモコン、コード	1.0	台				
	給湯器取付費	1.0	式				
	硬質塩化ビニル管 VP 13A 屋外露出	2.0	m				
	開口塞ぎ SUS304 310W×490H×1.0t	1.0	ヶ処				
	機械はつり補修 φ 50×200L	1.0	ヶ処				
M-3	ガス設備	小計					

(細目別内訳)

記号	名 称 摘 要	数 量	単位	单 価	金 额	諸経費算出用代価備考
M-4	給湯設備					
	給湯 架橋ポリエチレン管	PE 13A (5mm保温付)	10.0	m		
	架橋ポリエチレン管	PE 16A (5mm保温付)	14.0	m		
	継手		1.0	式		
	化粧モール	13A用	3.0	m		
	化粧モール	16A用	8.0	m		
	異形モール		1.0	式		
	保温工事	20A 屋外露出 (配管カバー内)	1.0	m		
	機械はつり補修	φ 50×200L	3.0	ヶ処		
M-4	給湯設備	小計				

(細目別内訳)

記号	名 称 摘 要	数 量	単位	単 価	金 領	諸経費算出用代価	備考
M-5	撤去工事						
	器具撤去費	1.0	式				
	再取付費	1.0	式				
	発生材積込 ポート・木材類 人力	1.0	m3				
	ダンプトラック2t積 人力積込 石こうポート類 DID無 28.5km以下	1.0	m3				
	撤去材運搬						
	産業廃棄物処分 廃プラスチック	0.30	t				
	産業廃棄物処分 金属くず	0.13	t				
	高所作業車 自立式リフト(ホイール)垂直型 11~12m	0.5	台				
M-5	撤去工事	小計					